

## 平成30年8月農業委員会定例会議事録

日時	平成30年8月20日（月）午後1時35分～	
場所	さぬき市役所3階 301・302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第2号～10号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第11号～13号)
日程第5	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について	(会長提出議案第14号)
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第15号～26号)
日程第7	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第27号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第1号)
日程第8	青年等就農計画の審査について	(会長提出議案第28号)
日程第9	その他	
出席委員	2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	1 楠 豊 11 佐藤恭一	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 松村昌憲副主幹	
農林水産課	杉浦寿課長補佐	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長）	<p>ご案内申し上げました平成30年8月農業委員会定例会の定刻がまいりましたので開会いたします。</p> <p>皆さんこんにちは。大変農業が忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、台風19号、20号がダブルで発生し20号は四国へ向かってきており皆さん審議どころではないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>さて、先月の定例会におかれましては、皆さん方に作業着が支給され、これまで以上に農地機構、農地集積・集約化など、推進委員さんとともに活発な現場活動をお願いしたいと思ひます。今月からは、農地利用状況調査・農地パトロール等がございますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。まだまだ暑い日が続きますが、お体には気を付けて農作業に励んでいただきたいと思ひます。</p> <p>さて、本日の議題であります各案件につきましては、円滑なご審議が出来ますようご協力のほどお願ひいたしまして簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>着席にて進行させていただきます。</p> <p>さて、本日の出席は18名中16名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言いたします。では、議事録の署名ですが私のほうから指名させていただきます。13番岩澤委員、14番寒川委員よろしくお願ひします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告をお願ひします。</p>
事務局	<p>使用貸借の返還通知について、第1号は転用のため、第2号は耕作不便による利用権の中途解約を報告</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p>
	<p>では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号議題とし上程します。事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号は、平成30年1月に設立された株式会社で、農地所有適格法人として新規就農を目指しています。申請者は農地所有適格法人の4要件である①法人形態要件、②事業要件、③議決権要件、④役員要件を満たしており、また農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終了いたしました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願ひします。</p>
小川義洋委員	<p>現地を確認し、また、申請者からの聞き取りを行い、事務局から説明がありましたとおり、問題がないと思ひます。以上です。</p>

議長（会長）	<p>地区代表委員の報告が終わりました。</p> <p>議案第1号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。</p>
善委員	<p>「質疑なし。」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第1号につきましてお諮りします。議案第1号について異議ありませんか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第1号を原案のとおり認めることと致します。</p>
議長（会長）	<p>日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第2号から第10号までを議題とし一括上程致します。議案第10号が●●委員に関係する議案となります。除斥対象となりますので、後で別審議といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の非農地証明願い案件は9件あり、面積にして9,951㎡、26筆です。</p> <p>それでは、個別案件の説明をいたします。</p> <p>議案第2号は、一部は、昭和30年頃から約60年以上耕作不能な状態が継続し山林化しており、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。しかしながら、一部は、果樹等を栽培し耕作目的に供される農地として施肥管理され、また、昭和29年建立の墳墓も確認しています。果樹等が栽培されている土地及び墳墓が建立されている土地については、返戻通知を持って対応すべきであると判断します。</p> <p>議案第3号は、平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第4号は、平成9年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第5号は、平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第6号は、平成9年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第7号は、平成元年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第8号は、平成2年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し山林化した</p>

もので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議案第9号は、自然災害により耕作不能な状態となり農地としての復旧が困難となったもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので各代表委員から調査結果の報告をお願いします。

まず、●●地区の代表委員から報告をお願いします。

蓮池秋男委員 第2号については、事務局の説明のとおりで、現況は一部墓地となっておりますが仕方ないのではないかと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

蓮井セツ子委員 第3号から第5号にいて一括報告させていただきます。地区としては、先ほどの説明のとおり認めることとしています。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

小川義洋委員 第6号から第8号については、事務局の説明どおりです。地区としては、認めることとしております。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

芳竹和政委員 第9号については、事務局の説明のとおりで、問題ないです。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。  
議案第2号から第9号までにつきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

小川義洋委員 第2号の墓地の取り扱いの説明がよくわからない。墓地についても、非農地証明の対象となるのですか。

岩崎治樹会長職務代理者 墓地の部分については、墓地埋葬等に関する法律施行後に許可を受けずに墓地が建立されていることから認めるわけにはいかないと思います。

議長（会長） 暫時、休憩いたします。

議長（会長）	再開します。 それでは、議案第2号から第9号までは、第2号の一部、雑種地の355㎡と52㎡を除いて原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第2号から第9号までは、第2号の一部、雑種地の355㎡と52㎡を除いて原案のとおり認めることといたします。
議長(会長)	続きまして、議案第10号の審議に入ります。 ●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退場)
	では、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第10号は、昭和40年頃から50年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので代表委員から調査結果の報告をお願いします。
十河道夫委員	現地は、境界がわからないくらい森林化しており問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第10号質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第10号につきましてお諮りいたします。議案第10号について意義ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第10号を原案のとおり認めることといたします。 退席されている●●委員の再入場を認めます。  (●●委員 入場、着席)

議長（会長）	続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第11号から第13号までを議題とし、一括上程いたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>今月の第4条案件は3件あり、面積にして451㎡、4筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。</p> <p>会長提出議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●です。無断転用で合わせ利用地があります。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っています。申請地は旧●●●です。</p> <p>会長提出議案第12号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。農振の個別除外の事前協議済みです。無断転用で合わせ利用地があります。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っています。申請地は旧●●●です。</p> <p>会長提出議案第13号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で合わせ利用地があります。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っています。申請地は旧●●●です。</p>
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので各代表委員から調査結果の報告をお願いします。まず、●●地区の代表委員から報告をお願いします。
蓮池秋男委員	議案第11号は、事務局から説明があったとおりでありますので問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員の報告をお願いいたします。
小川義洋委員	議案第12号は、事務局の説明どおりであり、問題ありません。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員の報告をお願いいたします。
芳竹和政委員	議案第13号は、事務局の説明のとおりです。問題ありません。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第11号から第13号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	それでは、議案第11号から第13号につきましてお諮りします。議案第11号から第13号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第11号から第13号までを原案のとおり認めることとし、香川県の進達致します。
議長（会長）	続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第14号を議題とし上程いたします。それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	今回の農地法第5条に基づく事業計画変更の案件は1件あり、面積にして197㎡、1筆です。それでは、案件の説明を致します。 議案第14号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。変更前の転用工期は、平成26年6月1日から平成28年9月1日です。変更後の転用工期は、平成26年6月1日から平成32年8月1日です。転用工期を変更するものです。申請地は旧●●●です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。
岡村義弘委員	第14号について、事務局の説明どおり工期の延長であり問題はありません。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第14号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
岩崎治樹会長職務代理者	確認です。●●●●で全ての棟が完成していないため工期の延長をしているが、工期延長は何回認められるのですか。また、全ての工事が完了していなくても、新たな転用申請を受付してもらえるのでしょうか。
事務局	工期延長については、回数の制限はありません。完売するまで何度でも延長できます。また、開発事業者には、完了していない事業地が1件あっても新たな申請が認められています。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。





議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員から報告をお願いします。
十河道夫委員	第26号は、農振の個別除外の協議済みであり問題ありません。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第15号から26号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
岩崎治樹会長職務代理人	第21号は、申請地内に14条地区では農道のようなものがあるが、用途廃止等の手続きはできていますか。
事務局	農道のような形態の部分は、個人所有の農地であり、農道ではありません。
議長（会長）	それでは、議案第15号から第26号につきまして、お諮りします。議案第15号から第26号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第15号から第26号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。
議長（会長）	続きまして、日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第27号を上程致します。なお、今月の議案で、11ページの整理番号1番が藤澤委員、13ページの12番、13番、14番、16番がわたくしの関係議案となり退席対象となりますので、後で別審議といたします。事務局から説明を求めます。
事務局	会長提出議案第27号についてご説明します。 委員関係議案を除いて15件です。個人が5件、法人が2件、中間管理機構が8件の合計で15件でございます。15件の内、新規10件、再設定5件でございます。15件の内、賃借権が4件、使用貸借権が11件でございます。賃借権の内訳として、1500円が2件、2000円が1件、330,000円が1件となっております。なお期間は、10年が4件、6年が4件、5年が3件、3年が4件となっております。以上でございます。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑に入ります。 なお、本案件につきましては一括して質疑に入ります。質疑等がある場合、整理番号指定の上、ご発言願います。
全委員	「質疑なし。」との声あり。

議長（会長）	<p>それでは、議案第27号について、11ページの整理番号1番、13ページの整理番号12番から14番、16番以外のものについて原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>では、原案のとおり認めることといたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、●●委員11ページの整理番号1番、わたくしの関係議案である整理番号12番、13番、14番、16番の審議に入りますので、議事進行役を職務代理にお願いします。</p>
岩崎治樹会長職務代理者	<p>それでは、藤澤委員、松原委員の退席を求めます。</p> <p>（●●委員、●●委員退場）</p>
岩崎治樹会長職務代理者	<p>では、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号1番は、香川県農地機構が実施している農地売買等事業により香川県農地機構が買い取りをした土地について売り渡しをするものです。十河委員立ち会いにより利用調整会議を開催し、本申請に至ったものです。</p> <p>委員関係の議案は、4件です。いずれも使用貸借権で期間は3年です。</p>
岩崎治樹会長職務代理者	<p>説明が終わりました。質疑等はありませんか。</p>
全委員	<p>「質疑なし。」との声あり。</p>
岩崎治樹会長職務代理者	<p>ないようですので原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>「異議なし。」との声あり。</p>
岩崎治樹会長職務代理者	<p>では、原案のとおり認めることといたします。</p> <p>退席されている●●委員、●●委員の再入場を認めます。</p> <p>（●●委員、●●委員入場、着席）</p>
岩崎治樹会長職務代理者	<p>議事進行を会長にお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として「農用地利用配分計画について」を上程したいと思います。いかがでしょうか。</p>

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	暫時、休憩致します。 （資料配布）
議長（会長）	再開します。 それでは、会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。
事務局.	農用地利用配分計画23件について説明します。貸付先は個人が9件、法人が14件で、設定する権利については、賃借権が15件、使用貸借権が8件となっております。期間は、5年11ヶ月が18件、9年11ヶ月が5件、利用内容は、水稻、麦、露地野菜の作付となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認いたします。
議長（会長）	続きまして、日程第8 青年等就農計画の審査について、会長提出議案第28号を議題と致します。事務局より説明を求めます。
農林水産課	青年等就農計画の審査でございます。 株式会社●●●代表取締役●●●さん、住所は●●●●●●●●●●●●●●番地●、平成30年1月11日に会社設立。新規就農でシイタケの菌床栽培です。詳しくは、別紙青年就農計画認定申請書をご覧ください。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。議案第28号について質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第28号 青年等就農計画の審査についてをお諮りします。議案第28号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、原案のとおり承認することといたします。

議長（会長） 本日上程の議案については、以上ですが、日程第9 その他で、地区代表のお集まりいただいた折、各地区農地集積の活動について、毎月報告をいただけるようお願いしたところですが、先月の定例会意向本日までの活動状況についての報告をお願いします。まず、●●地区からお願いいたします。

蓮井セツ子委員 今回はございません。やっと遊休農地を貸してくれる人が出来たんですけど今年、収穫の時期にイノシシが入りまして、借り手となる人の意欲がどうなるかという懸念をしなければいけない事案が発生したということを報告します。

議長（会長） 続きまして、●●地区お願いいたします。

小川義洋委員 残念ながら報告すべき事項はありません。

議長（会長） 続きまして、●●地区お願いします。

芳竹和政委員 寒川地区もございませんでした。

議長（会長） 続きまして、●●地区お願いいたします。

藤澤 明委員 ●●地区では、昨年の秋以降相談会の折に、●地区は農道がないほとんどないところで、借り手がなくて困っているという相談を受けていました。そんな中、先月初めて土地改良のほうに話を持っていくことができ、県からも整備事業の話をしたということ、自治会十数名集まって説明会を開くことが出来ました。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。ありがとうございました。以上もちまして、平成30年8月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

(15時48分閉会)

各議案の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について  
賛成委員・・・・・・15名 反対委員 0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について  
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・青年等就農計画の審査について  
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 13番

署名委員 14番